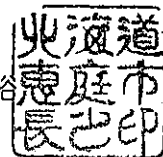


恵庭市告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の係る指定管理者の指定を行ったので、恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第7号）第8条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月4日

恵庭市長 原田 裕



記

1. 指定管理者の名称
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
2. 管理を行わせる施設の名称及び所在地
施設の名称 恵庭市恵み野子ども集う場所
施設の所在地 恵庭市恵み野北3丁目1番1号
3. 管理を行わせる期間
令和6年4月1日 から 令和11年3月31日まで